



新型コロナウイルスワクチンの接種について

※接種には
予約が必要です

4月25日から令和3年度中に65歳以上になる人に対するワクチンの集団接種を開始しました。4月14日から予約の受付を開始しましたが、国からのワクチン供給量が少なく、本市への第1回目の配給分（5月9日(日)までの接種分）は予約受付を終了しました。今後、国から本市へのワクチンの配分が確定次第、順次予約の枠を追加していきますので、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、ワクチン接種の予約受付に関する情報は毎週火曜日（祝日除く）の午前10時に市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

予約受付に関する情報は、市コールセンターでも確認できます。また、接種会場までのシャトルバスを4月25日より運行しています。（5月1日(土)、5月8日(土)は接種日ではないため運行しません。）

接種会場

平和堂 アル・プラザ栗東（3階フロア） 総二丁目3番22号



8時45分から10時の間は、アル・プラザ栗東が開店前のため、1階南側入口（☆印）から入場いただき、入って左側のエレベーターで3階会場までお越しください。なお、同時時間帯は、アル・プラザ栗東の駐車場から直接店内に入店できません。（駐車場をご利用の人は①、バスをご利用の人は②のルートをご利用ください）

駐車場は、「栗東駅東口第1駐車場（さくら横）」をご利用ください。（駐車券は接種会場でも無料化处理します）

平和堂 アル・プラザ栗東の駐車場は、2時間を超えると有料になります。

接種までの流れ

①接種予約をする前に

接種券に同封されている説明書をよく読んでください。基礎疾患のある人などはかかりつけ医に相談の上お越しください。

②接種日時の予約

毎週火曜日（祝日除く）10時に予約枠の空きや、ワクチンの供給についての情報が更新されます。国からの配分数に応じて予約枠を追加しますので、詳しくはコールセンターや市HPでご確認ください。

③予約した日時に接種会場へ行く

予約当日、来場前に体温を測定し、発熱や体調不良がなければお越しください。発熱や体調不良等健康状態に問題のある人は接種していただけません。

④接種する

予診や接種の状況によって、お待ちいただく場合や接種後の経過観察のため、会場内で15～30分待機いただきますので、あらかじめご了承ください。

当日の持ち物

- 接種券（クーポン券）
- 予診票（体温以外の欄を記入）
- 本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）
- おくすり手帳（お持ちの人のみ）
- かかりつけ医確認票（該当者のみ）

当日の服装

ワクチンは肩付近に接種しますので、半袖のTシャツに上着を羽織るなど、当日は肩の出しやすい服装でマスク着用の上、お越しください。

新型コロナウイルスワクチン接種のコールセンター

○接種予約や一般的な相談について

栗東市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

☎ 0570-059-550（ナビダイヤル）

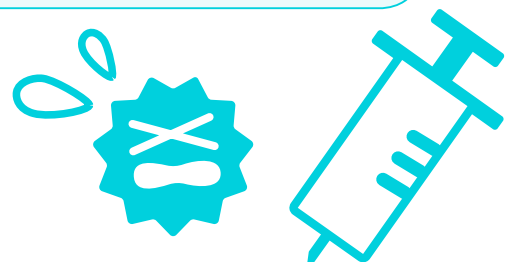
受付時間 9:00～17:00（5月末まで土日祝も対応）

○副反応などの専門的な相談

滋賀県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口

☎ 528-3588 受付時間 9:00～18:00（土日祝も対応）

☎ 528-3621（上記以外の時間）



問 ワクチン接種推進室

☎ 554-6155 FAX 554-6156

受付時間 8:30～17:15（平日）

シャトルバス時刻表

[A 路線] コミセン金勝⇄コミセン葉山東⇄栗東市役所⇄栗東駅東口

運行事業者：帝産湖南交通(株) ☎ 562-3020

		土曜日			日曜日				
		往路【行き】			往路【行き】				
停留所	コミュニティセンター金勝	13:15	14:25	15:50	8:15	9:40	12:10	13:30	14:50
	コミュニティセンター葉山東	13:20	14:30	15:55	8:20	9:45	12:15	13:35	14:55
	栗東市役所	13:25	14:35	16:00	8:25	9:50	12:20	13:40	15:00
	栗東駅東口	13:45	14:55	16:20	8:45	10:10	12:40	14:00	15:20
		復路【帰り】			復路【帰り】				
停留所	栗東駅東口	15:15	16:25	17:50	10:30	11:30	14:10	15:30	17:00
	栗東市役所	15:35	16:45	18:10	10:50	11:50	14:30	15:50	17:20
	コミュニティセンター葉山東	15:40	16:50	18:15	10:55	11:55	14:35	15:55	17:25
	コミュニティセンター金勝	15:45	16:55	18:20	11:00	12:00	14:40	16:00	17:30

[B 路線] コミセン葉山⇄栗東駅東口

運行事業者：滋賀観光バス(株)守山営業所 ☎ 582-6811

		土曜日			日曜日						
		往路【行き】			往路【行き】						
停留所	コミュニティセンター葉山	13:30	14:00	16:00	8:30	9:45	11:00	13:10	13:50	15:15	16:00
	栗東駅東口	13:45	14:15	16:15	8:45	10:00	11:15	13:25	14:05	15:30	16:15
		復路【帰り】			復路【帰り】						
停留所	栗東駅東口	14:40	15:40	17:45	10:30	11:30	12:45	14:55	15:35	17:00	17:45
	コミュニティセンター葉山	14:55	15:55	18:00	10:45	11:45	13:00	15:10	15:50	17:15	18:00

[C 路線] コミセン大宝西⇄栗東駅東口

運行事業者：近江鉄道(株) 大津営業所 ☎ 543-6677

		土曜日			日曜日						
		往路【行き】			往路【行き】						
停留所	コミュニティセンター大宝西	13:35	15:00	15:40	8:35	9:55	11:00	12:45	14:00	15:00	15:50
	栗東駅東口	13:45	15:10	15:50	8:45	10:05	11:10	12:55	14:10	15:10	16:00
		復路【帰り】			復路【帰り】						
停留所	栗東駅東口	15:20	16:30	17:30	10:35	11:30	13:00	14:35	15:30	16:30	17:30
	コミュニティセンター大宝西	15:30	16:40	17:40	10:45	11:40	13:10	14:45	15:40	16:40	17:40

[D 路線] コミセン治田⇄栗東駅東口

コミセン治田西⇄栗東駅東口

運行事業者：帝産湖南交通(株) ☎ 562-3020

		土曜日		日曜日				
		往路【行き】		往路【行き】				
停留所	コミュニティセンター治田	13:35	15:20	8:35	10:10	△	13:30	15:20
	栗東駅東口	13:45	15:30	8:45	10:20		13:40	15:30
		復路【帰り】		復路【帰り】				
停留所	栗東駅東口	15:00	16:40	9:40	11:10	12:00	15:00	17:00
	コミュニティセンター治田	15:10	16:50	9:50	11:20	12:10	15:10	17:10

		土曜日		日曜日			
		往路【行き】		往路【行き】			
停留所	コミュニティセンター治田西	14:00	16:00	9:05	10:50	14:00	16:00
	栗東駅東口	14:10	16:10	9:15	11:00	14:10	16:10
		復路【帰り】		復路【帰り】			
停留所	栗東駅東口	15:40	17:45	10:30	12:30	15:40	17:45
	コミュニティセンター治田西	15:50	17:55	10:40	12:40	15:50	17:55



市長からのメッセージ

市民の皆さまへ

ワクチン接種後も感染予防対策をお願いします

今年度も早1か月が経ちました
が新しく社会人になられた皆さん、
入学、入園をされた生徒・児童の皆
さん、新しい環境には慣れましたで
しょうか。

本市では4月25日から平和堂ア
ル・プラザ栗東で65歳以上の高齢
者を対象に新型コロナウイルスの接
種を開始しました。市への配分量の
関係から皆さまにご心配をおかけし
ております。今後の国からのワクチ
ンの配布状況が不透明ではありますが、
次の接種日を5月2日(日)と5月
9日(日)とし、その後15日以降は、毎
週土曜日、日曜日に同所でワクチン
接種をおこなう予定です。高齢者を
はじめ、皆さんが安心してワクチン
が接種できるように取り組んでまい
ります。

新型コロナウイルス感染症につ
いては、緊急事態宣言解除後に全
国的にも感染者が増加傾向にありま
す。また、ワクチン接種後も新型コ
ロナウイルス感染症に感染しないとい
うことではありませんので、引き

続き、一人ひとりが基本的な感染予
防対策の確実な実践に取り組んでい
ただきますよう、ご協力をよろしく
お願いします。

さて、4月16日から本市副市長
に國松康博が就任しました。ともに
「いつまでも住み続けたいくなる安心
な元気都市栗東」の構築に精一杯取
り組んでまいりますので、よろしく
お願いします。



ワクチン接種会場運営訓練の実施会場にて

栗東市長

野村昌弘

國松 康博 副市長が就任しました



藤村春男副市長の後任とし
て、4月16日付けで副市長に就
任しました。

改めて職務の重責に身の引
き締まる思いであります。本市
職員として携わってきた経験や
知識を生かし、市長を補佐する
中で、職員とともに「いつまで
も住み続けたいくなる安心な元気
都市栗東」の構築に向け、また、
市制施行20周年を盛り上げてい
けるよう、全力を尽くし、市民
の皆さんのため、更なる栗東市
の発展のために取り組んでまい
る所存ですのでどうぞよろしく
お願いいたします。

■主な経歴

昭和59年栗東町役場に奉職、
総務部長、議会事務局長などを
歴任。

令和3年度 新たな職員を迎えました

本市では、4月1日から新たに
18人の職員（行政職員8人、図書館
司書1人、保健師1人、保育園・幼
稚教諭5人、県教育委員会より3人）
を迎えました。

新たな職員を迎え、市民の皆さ
んの期待に応えられるように、職員
一丸となって、フレッシュな気持ち
で日々の業務に取り組んでいきます
ので、よろしくお願いします。



市の国民健康保険制度

令和3年度国民健康保険税

税率、および均等割・平等割の
軽減基準額が変更となります。

◎国民健康保険税の税率

区分		医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割	2年度	6.36%	2.25%	1.56%
	3年度	6.20%	2.25%	1.77%
均等割	2年度	29,600円	10,100円	11,100円
	3年度	25,400円	10,100円	11,100円
平等割	2年度	22,000円	7,500円	4,700円
	3年度	18,200円	7,500円	5,800円
賦課 限度額	2年度	630,000円	190,000円	170,000円
	3年度	630,000円	190,000円	170,000円

※太字が変更箇所

◎均等割・平等割の軽減

所得が基準額以下の世帯は、左
表のように均等割・平等割が軽減さ
れます。

軽減区分	基準額（世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額の合計額）	
	2年度	3年度
7割軽減	33万円	43万円+10万円 ×（給与所得者等の数-1）※
5割軽減	33万円+28.5万円 ×被保険者数	43万円+28.5万円 ×被保険者数+10万円 ×（給与所得者等の数-1）※
2割軽減	33万円+52万円 ×被保険者数	43万円+52万円 ×被保険者数+10万円 ×（給与所得者等の数-1）※

※太字の部分は、給与所得者等の数が2人以上のときのみ適用します。
なお、令和3年度より基礎控除額が「33万円」から「43万円」に変更
となります。

■非自発的失業者にかかる軽減

倒産や解雇などにより離職をし
た65歳未満の人は、国保税が軽減さ
れます。軽減を受けるためには、申
請が必要です。

●対象者：雇用保険の失業給付を受
けている人で、雇用保険受給資格

者証の離職理由コードが11、12、
21、22、23、31、32、33、34の人
●軽減額：前年の給与所得を100
分の30として所得割の算定や均
等割・平等割の軽減判定を行い
ます。

●軽減期間：離職日の翌日の属する
月から翌年度末まで

■新型コロナウイルス感染症の影響 による減免

新型コロナウイルス感染症の影響
により、一定程度収入が下がるな
どした世帯に対して、国民健康保
険税を免除または減額する制度があり
ます。制度の内容や申請方法などに
ついては、税務課までお問合せくだ
さい。

■医療費節約のために

国保加入者の負担を少しでも軽
減し、皆さんの健康増進と安定した
国保運営が維持できるよう、次のこ
とを心がけましょう。

●健康づくりに努めましょう

運動や適正な食生活を心がけ、健
康な生活の維持に努めましょう。

●年1回特定健康診査を受けましょう
40歳以上の被保険者の人を対象
に特定健康診査を実施しています。

（対象者には5月下旬に通知します）
特定健康診査を受けることで、常に

自分の健康を管理するとともに、も
し病気が見つかったときは早期に治
療を受け、重症化の回避を心がけま
しょう。

●かかりつけ医を持ちましょう

診療だけでなく、健診結果や家
族の病歴などをかかりつけ医と共有
することは、救急時や専門医への紹
介時において、適切な情報提供につ
ながります。

●「コンビニ受診」はやめましょう
緊急性の低い時間外の受診は、加
算による医療費の増加だけでなく、
救急医療を阻害することもありま
す。適正な受診を心がけてください。
●ジェネリック医薬品(後発医薬品)
を活用しましょう

新薬（先発医薬品）と同様の有
効成分・効能で、新薬より低価格で
す。医師や薬剤師に相談してくださ
い。

☎【国保制度や資格】

保険年金課 国民健康保険係

☎ 551・1807

FAX 553・0250

【国保税の課税】

税務課 市民税係

☎ 551・0106

FAX 551・2010

マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードは

- 本人確認の身分証として
- マイナンバーの証明書類として
- 健康保険証として
- コンビニで証明書の取得に
- e-Tax など各種サービスに 利用できます。

市役所で職員が写真を撮り、申請のお手伝いもしますので、ぜひご利用ください



窓口より手数料が
安くなります

市役所窓口よりも
100円お得に取得できます。



コンビニで証明書が
取得できます！

早朝や夜間・休日でも
利用できます

平日、土・日・祝の
6:30～23:00まで
ご利用いただけます。



全国のコンビニで
利用できます

マルチコピー機のある
全国のコンビニで使え
ます。



栗東市内の団体・企業に出張します

マイナンバーカード出張申請のご案内



施設や企業、事業所に市の職員が訪問して、「マイナンバーカード出張申請受付」をします。

できあがったマイナンバーカードは約1か月後に簡易書留などで住所地にお送りします。

※通知カードも顔写真つきの本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）もお持ちでない人はご自宅にお送りする手続きができないため、後日市役所での受取りとなります。

■申請の際の持ち物

- 本人確認書類【A書類1点もしくは、B書類2点】
 - 【A書類】運転免許証・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）・パスポート・身体障害者手帳など
 - 【B書類】健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、マール福、母子手帳など
 - 通知カードまたは個人番号通知
- ※紛失した人は、【A書類2点もしくは、A1点+B1点】
- 住民基本台帳カード
(お持ちの人のみ)

■出張申請窓口について

- 対象団体…市内に事業所を置く企業・団体（自治会、地域づくり協議会、サークルなど）
- 申込人数…本市に住民登録のある人5人以上の申込みが見込めること

• 実施期間…令和3年5月11日(火)～令和4年2月24日(休)

• 実施日時…9時～16時(平日) 1人5分程度

※原則土・日・祝を除く

• 申込方法…市ホームページから申請書と申請者名簿をダウンロードし、実施希望日の2週間前までに、直接、メール、FAXまたは郵送で左記へ。

〒520-3088(住所記載不要)

栗東市役所 総合窓口課

☎ 551-0317

FAX 553-0250

✉ sogomadoguchi@city.ritto.lg.jp

「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します ぜひ、インターネットでのご回答を！

総務省と経済産業省は、6月1日を基準日として、「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します。この調査は、全国すべての事業所・企業を対象として、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する重要な統計調査です。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

- ・調査票は、5月中旬頃から5月末までにお届けします。
- ・調査員から調査票を受け取られた事業所および企業の皆さんは、6月8日(火)までにインターネットで回答いただくか、調査票を調査員へお渡しください。
- ・郵送で調査票を受け取られた事業所および企業の皆さんは、インターネットで回答いただくか、調査票を郵送してください。
- ・「経済センサスー活動調査」を装った不審な訪問者や電話・電子メールなどにご注意ください。
- ・調査員は必ず「調査員証」や「従事者用腕章」を身に付けています。また、金品を請求したりすることはありません。

■不審に思われた場合は、速やかに市までお知らせください。

詳しくは「令和3年経済センサスー活動調査のキャンペーンサイト」をご覧ください。



<https://www.e-census2021.go.jp/>

あなたの回答で、日本の未来が見える。

令和3年6月1日

アンケート！
経済センサス

経済センサスー活動調査 日本経済の今がわかる「経済センサス-活動調査」がはじまります。全国すべての事業所・企業が対象です。

<https://www.e-census2021.go.jp/> 郵送アンケート3031 検索

総務省 経済産業省 協賛 厚労省からの委託受託です。

☎ 551・0493
FAX 554・1123

全国瞬時警報システム (J-ALERT) による訓練放送の実施

J-ALERTを用いた情報伝達訓練を全国一斉に実施します。本市でも、市内76か所の同報系防災行政無線の屋外拡声装置から一斉訓練放送を行います。防災防犯情報配信メール登録者へ、防災行政無線と連携して、メールでも配信します。※この放送は訓練用の試験放送で、実際の災害ではありません。※災害の発生や気象状況などにより、国の判断により訓練放送を中止する場合があります。

- ・日時：5月19日(水)、10月6日(水)、2月16日(水) 11時ごろ
- ・放送内容：上りチャイム音
- ↓「これは、Jアラートのテストです」(3回) ↓「こちらは、防災栗東市です」(1回) ↓下りチャイム音

このシステムは、大規模災害や武力攻撃事態が発生した場合に、国が緊急情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動的に放送されるものです。

☎ 551・0109
FAX 518・9833

総務課 危機管理係

栗東の歴史文化 ①

本市では現在「栗東市文化財保存活用地域計画」の作成に取り組んでいます。この計画では市内の指定・未指定文化財をはじめ、これを取り巻く生活文化や風景などさまざまなものを「栗東の歴史文化」として保存活用につなげていく予定です。

このシリーズでは、計画作成にもなう調査などで再発見された「栗東の歴史文化」を紹介していきます。写真は昨年12月の泊瀬部神社(下鉤甲)の境内です。境内には室町幕府の九代将軍足利義尚(あしののむね)お手植えと伝えられる杉の老木があり、市の天然記念物に指定されていましたが、昭和52年に枯死してしまいました。現在、境内には枯死した老木の遺伝子を受け継ぐ若木がすくすくと育っています。栗東の歴史文化をいどる新しい風景です。



☎ 551・0131
FAX 552・5544

文化財保護係

☎ 551・0131
FAX 552・5544

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して

本市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、認知症に対する正しい理解と知識の普及に取り組み、地域で支えられる仕組みづくりを進めています。

その一環として、次のような取り組みを行っています。

■認知症サポーター養成講座を受講して、「認知症の人にやさしい店」になろう

認知症の理解や具体的な関わり方などを学ぶ、約60分の講座です。認知症サポーター養成講座を受講した地域のお店や事業所を「認知症の人にやさしい店」として認定し、認知症の人やその家族を地域で見守るなど、できる範囲で支援をしています。認定されたお店や事業所は市ホームページに掲載しています。



▲認定されたお店にはステッカーを配布中

支援の輪を広げよう！ 令和2年度に受講されたお店や事業所のみなさん



第一生命 栗東店



平和堂フレンドマート 栗東店



ほのぼのハウスまあるい



金太郎薬局 栗東店



平和堂フレンドマート・D・小柿店

■行方不明高齢者徘徊SOSネットワークにご理解とご協力を

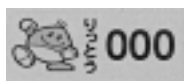
高齢者が行方不明になった時にできるだけ早く自宅に帰れるよう、警察・企業・地域団体などと協力して地域で見守り、すみやかに発見保護する仕組みです。「認知症の人にやさしい店」として認定された企業に多数ご登録いただいています。協力企業は市ホームページに掲載しています。

■認知症高齢者等事前登録制度を活用し備えを

65歳以上の人と40歳以上の一部の人を対象に、万が一の行方不明時に備えて事前に本人の情報を市役所・地域包括支援センター・警察署で共有します。

登録された人には、登録番号の書いた反射シールを20枚お渡ししますので、所持品に貼ることができま

反射シール 見本
(1.5センチ×4センチ)



■【認知症サポーター養成講座】

長寿福祉課 地域支援係

☎ 551・0198

FAX 551・0548

【行方不明高齢者SOSネットワーク・認知症高齢者等事前登録制度】

長寿福祉課 高齢福祉係

☎ 551・1940

FAX 551・0548

二人ひとりが
「まず一歩」
人権啓発シリーズ①

「第五次輝く未来計画」がスタートします！

本市では、「栗東市人権擁護に関する条例」のもと、2001年度より5年ごとに見直ししながら、「第一〜四次輝く未来計画」を推進してきました。

これまで展開してきた人権・同和問題に関する教育・啓発の課題を整理し、2021〜2025年度は、新たに策定した「第五次輝く未来計画」に取り組んでいきます。

5年間の啓発目標《めざす姿》

一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまち

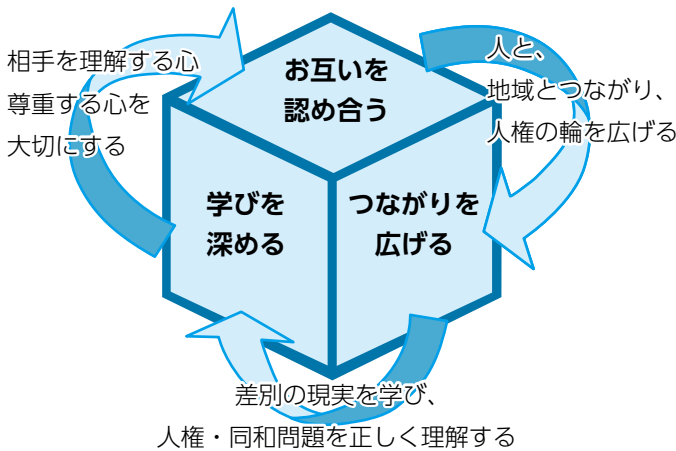
啓発目標に向けて

認め合おう お互いを
広げよう つながりを
深めよう 学びを



2020年度に実施した「人権・同和問題に関する住民意識調査」の結果から、「差別はいけない」という認識や人権・同和問題に関する正しい知識・理解については、意識が前回調査よりも向上しました。しか

「第五次輝く未来計画」のイメージ図



し、実際に自分が差別解消に向けて行動することへは、消極的な回答が増加していることもわかりました。

市民の皆さん一人ひとりが、自分を大切にするとともに、周りの人も大切にすると人権感覚やお互いの人権を尊重する精神を身につけようとする主体的な学びにより、差別をなくす行動につなげることで、「輝く未来」の創造をめざします。

人権・同和教育啓発の合言葉
一人ひとりがまず一歩！
差別を「なくす」行動を！

■啓発のあり方

地区別懇談会や各種講座・研修会など、人権課題に対する興味・関心につながる教育・啓発活動をめざします。

■主な計画の内容

- ・推進体制の強化と関係機関・団体との連携
- ・啓発資料の作成と効果的な活用
- ・地区別懇談会の効果的な推進と内容の工夫
- ・学校・園・地域・企業など、あらゆる場での人権・同和教育の充実および推進
- ・行政職員・教職員の責務と自覚の向上

■人権教育課

☎ 55110133
FAX 5510149

令和2年度 滞納対策取り組み状況

■市税の滞納がおよぼす影響
市税は、福祉や教育などさまざまな市民サービスを行うための大切な財源です。

市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすおそれがあります。

市税は必ず納期限日まで納めてください。（お知らせ版2ページに納期一覧を掲載しています）

■公平公正な納税のために

滞納者の預金や給与等の財産の差押を行っています。（令和2年度は171件の滞納処分を実施しました）また、滞納している市税をより早期に完納できるよう、納付相談を行っています。

■市税の納付が困難な場合

新型コロナウイルス感染症の影響などにより市税の納付が困難な場合は、納税者の申請により納税の猶予が認められる場合があります。詳細は、ホームページなどでご確認ください。

■国税務課 納税推進室

☎ 55110107
FAX 5512010
✉ zeimu@city.ritto.lg.jp

旧R/Dエンジニアリング最終処分場の二次対策工事完了について

滋賀県が実施している、旧R/D最終処分場問題解決のための二次対策工事は、約7年間実施されてきましたが、令和2年度末で工事が完了しました。この工事により、有害物掘削除去を行うとともに、底面粘土層の修復と側面地下水帯水層の遮水を行い、あわせて浸透水の揚水処理などが行われました。

■工事などの進捗状況について

A～E工区および平面部で舗装工、フェンス工が実施され、工事が完了しました。なお、令和2年11月27、28日に完成前現場見学会が開催されました。

■モニタリング調査結果について

処分場の浸透水、周辺地下水の水質調査が定期的に行われており、11月の調査では、これまでの調査結果と比べ、横ばいで推移しており、ひ素で2地点、ほう素で2地点の環境基準超過がありました。

なお、栗東町由来の家庭系ごみに関する影響調査では、前回と同様に3地点とも環境基準を超える有害物質は検出されませんでした。今後モニタリングを重ね、動向を注視する必要があります。

■住民と知事との意見交換の開催

二次対策工事が、計画どおり令和2年度中に完了できる見込みとなったことから、令和2年12月23日に知事が地元を訪問し、着工前の県の対応や対策工、将来に向けてなどについて、周辺自治会の皆さんと意見交換が行われました。

※地下水などのご利用にあたっては引き続き十分に留意ください。
対策工事や周辺地下水などの状況については、滋賀県ホームページ



撮影日 2021年1月18日
(滋賀県最終処分場特別対策室資料引用)

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshozen/haikubutsu/20109.html をご覧下さい。

関市役所 産業廃棄物対策室

☎ 551・0469

FAX 554・1123

滋賀県 最終処分場特別対策室

☎ 528・3670

FAX 528・4849

自宅の耐震性を無料で診断してみませんか？

阪神・淡路大震災で、昭和56年以前に建築された住宅は、昭和57年以降のものに比べて大きな被害を受けました。このことから、昭和56年6月の建築基準法施行令改正前の耐震基準(旧耐震基準)による建物は、地震への抵抗力が弱いものが多いと考えられています。

これらの建物は早急に耐震性を確認し、必要に応じて補強するなどの対策が求められており、本市では、木造住宅の耐震化を支援しています。

■木造住宅の無料耐震診断および補強案作成について

- 対象建築物：次の要件をすべて満たすもの
- ①市内の建築物で、昭和56年5月31日以前に着工され、完成していること。
- ②延べ面積の2分の1を超える部分が住宅用に供されていること。
- ③階数が2以下で、かつ、延べ面積300㎡以下であること。
- ④木造軸組工法のもの。(枠組壁工法または丸太組工法でないもの)

- 対象者：対象建築物を所有する人
- 業務の内容：住宅の耐震に対する安全性を確認するため、派遣された耐震診断員が無料で診断し

ます。診断の結果、耐震性がないと判定された場合は、補強するための補強案および概算費用内訳書を無料で作成します。

■木造住宅耐震改修事業補助について

耐震性の低い木造住宅を耐震改修される人に、工事費用の一部を補助します。

- 補助対象事業(対象の建築物、対象者は木造住宅の無料耐震診断と同じ)

- ①一般診断法による耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅で、耐震改修工事を行うことにより総合評点が0.7以上になるもの
- ②設計者・工事施工者が、滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿に登録されている者であること
- ③工事が令和4年3月末までに完了すること

※申込み手続き・補助条件など、詳細は市ホームページをご覧ください。

関住宅課 建築・施設係

☎ 551・1943

FAX 552・7000